

報道資料

令和5年9月4日

【問い合わせ先】
総務部 知事公室 防災統括室
担当：伊藤・森田
(直通) 0742-27-8425
(内線) 2272

奈良県司法書士会と災害時における協定を締結 ～被災者相談業務の実施～

奈良県は、奈良県司法書士会と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結しました。

大規模な災害が発生した場合に、迅速に、県民の不安解消と生活の復興が図られるよう、今後とも連携強化に取り組んでいきます。

記

1. 協定の概要

(1) 締結相手

奈良県司法書士会 会長 森川崇

(2) 協定内容

大規模な災害が発生した場合において、奈良県の要請に基づき、奈良県司法書士会が被災者支援のための相談業務を実施

○奈良県司法書士会が実施する被災者相談業務

相続、不動産登記、商業・法人登記、不在者財産管理制度、
相続財産管理制度、成年後見制度及びその他司法書士法に定める
業務に関する相談

2. 協定締結日

令和5年9月4日